

忠岡町議会議場音響設備等改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、忠岡町（以下「町」という。）が忠岡町議会議場音響設備等改修事業（以下「本事業」という。）を発注するにあたり、必要な機器・システムを調達・構築できる能力を有する事業者を選定するための手続及び審査要件を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 忠岡町議会議場音響設備等改修事業
- (2) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年11月30日（木）まで
※操作説明会及びリハーサルにかかる期間を含む。なお、導入するシステムは、令和5年第4回定例会（令和5年12月）までに稼働できるようにすること。
- (4) 履行場所 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
忠岡町役場 6階 議場及び議会委員会室
- (5) 見積金額の上限額
音響設備等改修、システム導入費用：金23,711,000円
リアルタイム字幕表示システム使用料：金60,500円（月額）
(消費税及び地方消費税を含む。)

3 事業者選定スケジュール

- (1) 実施要領の配付 令和5年7月12日（水）から
- (2) 実施要領等に関する質問受付 令和5年7月14日（金）～7月21日（金）
- (3) 質問に対する回答 令和5年7月25日（火）
- (4) 参加意思の表明 令和5年7月26日（水）午後5時まで
- (5) 参加資格審査結果通知 令和5年7月28日（金）
- (6) 企画提案書等提出期限 令和5年8月18日（金）午後5時まで
- (7) プレゼンテーション（簡単なデモンストレーションを含む。）
令和5年8月24日（木）【予備日8月25日（金）】
- (8) 審査結果の通知 令和5年8月30日（水）【予定】

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 忠岡町契約規則（平成11年忠岡町規則第7号）第5条に定める入札参加有資格

者名簿に登録されていること。

- (2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）において、国又は地方公共団体が発注する議場音響・映像システム更新等事業又はこれらに類する事業を受託した実績があること。
- (3) 仕様書に定める事業の遂行能力及び適正な実施体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していない者であること。
- (6) 本町の入札参加停止期間中でないこと。なお、公告日から、本業務の契約を締結するまでに入札参加停止措置を受けた場合、参加資格を失うこととする。
- (7) 忠岡町暴力団等排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 国税並びに地方税に滞納がないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

5 実施要領の配付期間等

- (1) 配付日 令和5年7月12日（水）から
- (2) 配付方法
忠岡町ホームページ（<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>）へ掲載する。

6 質疑応答

- (1) 質問書の提出期限
令和5年7月21日（金）午後5時
- (2) 提出方法
質問書（別紙）を忠岡町議会事務局あてに電子メール（アドレス：
tadaokagikai@town-tadaoka.jp）でファイルを添付して提出すること。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和5年7月25日（火）までに質問書を提出した事業者
にメールで送付し、全ての回答については忠岡町ホームページで公表する。
- (4) その他
 - ① 選定委員会委員に関する質問には一切応じない。
 - ② 他の参加者に関する質問については一切応じない。

7 現場確認

本議場等の特性や形状を把握する機会として現場確認を希望する場合は、次のとおり

実施する。

(1) 実施日時

令和5年7月19日(水)、20日(木)の2日間

午前10時から午後4時まで

(2) 実施場所

忠岡町役場6階 議場等

(3) 実施条件

- ①事前に忠岡町議会事務局まで電話で日時を予約すること。
- ②時間の指定に関しては先約順とし、事務局の指示に従うこと。
- ③許可なく執務室等に立ち入らないこと。
- ④簡易な質問以外は受付しない。企画提案に必要な事項の質問については、「6 質疑応答」の質問書(様式第3号)にて行うものとする。
- ⑤業務の実施に必要な議場内の測量等については各自で実施すること。

8 参加意思の表明

本プロポーザルに参加を希望される場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書(様式第1号) 1部

②受託実績書(任意様式) 6部

国又は地方公共団体の発注する議場音響・映像システム更新等事業を受託した実績(契約名、発注者、契約金額、履行期間、履行内容)を記載すること。

③会社概要(任意様式) 6部

様式は問わないが、会社の規模、業務内容等がわかるものとする。

(2) 提出期限

令和5年7月26日(水)午後5時(必着)

(3) 提出方法

忠岡町議会事務局に持参又は郵送(簡易書留又は特定記録郵便)により提出すること。

持参による場合は、午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)受け付ける。

郵送による場合は令和5年7月26日(水)午後5時までに必着となるよう郵送すること。

(4) 提出先

「16 応募・提出先」のとおり

(5) 参加資格決定通知書

参加資格審査後、要件を満たす参加者にプロポーザル参加資格決定通知書を7月

28日（金）にメールにて交付する。

参加申込書を提出したにもかかわらず参加資格の確認結果の通知がない場合は、令和5年8月1日（火）12時までに事務局に対し電話連絡すること。

（6）参加を辞退する場合

プロポーザル参加資格決定通知書を交付された参加者が、参加を辞退する場合は、令和5年8月18日（金）午後5時までに事務局に電話連絡し、参加辞退届（様式第2号）を事務局に持参又は郵送で提出すること。

9 プロポーザル参加に関する留意事項

（1）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③実施要領に違反すると認められる場合
- ④他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤見積書の金額が上限額を超えている場合
- ⑥事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑦その他実施要領に違反する行為、又は審査の公平性に影響を与える不正行為があったと認められる場合

（2）特許権等

提出書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

（3）複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

（4）提出書類の変更等の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（ただし、本町が承諾したものについてはこの限りではない。）。

（5）返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（6）費用負担

企画提案書等の作成や提出などプロポーザル参加に要する必要経費等は、全て参加者の負担とする。

（7）その他

- ①参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものと

する。

- ②提出された企画提案書等は、忠岡町情報公開条例（平成11年忠岡町条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 作成書類

①企画提案書（任意様式）

事業運営に対する基本方針及び、別表「忠岡町議会議場音響設備等改修事業にかかる公募型プロポーザル審査基準について」の各項目に沿った提案内容を具体的に記載すること。ただし、「会社概要」及び「見積額」については別紙にて提出のため、企画提案書に記載する必要はない。

②納入物品事前届出書（任意様式）

機能等証明書（機能仕様書、カタログ、取扱説明書等）を添え、記載した機器の内容構成がわかる機器系統図と共に提出すること。

③見積書（任意様式）

見積金額内訳書については、必ず添付すること。

また、リアルタイム字幕表示システムの使用料が発生する場合はその見積書も提出すること（月額）。

④保守見積書（任意様式）

本業務における保証期間後に発生する保守点検に係る経費（3年間）について、参考として積算すること。

(2) 提出期限

令和5年8月18日（金）午後5時

(3) 提出先

「16 応募・提出先」のとおり

(4) 提出部数

(1)の①～④を各6部提出すること。

なお、書類の用紙サイズは全て日本産業規格（JIS）A列4番とし、必要に応じて目次、ページ番号、見出し（インデックス）等を付けること。

(5) 提出方法

忠岡町議会事務局に持参又は郵送（簡易書留又は特定記録郵便）により提出すること。

持参による場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）受け付ける。

郵送による場合は令和5年8月18日（金）午後5時までに必着となるよう郵送すること。

(6) その他

企画提案書等の作成にあたっては、わかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる内容とすること。

なお、仕様書については町が必要とする最低限の要求要件を示しており、これらの要件を満たすことを前提に機器構成の変更等を提案することは可とする。

11 プレゼンテーション審査の実施

- (1) 令和5年8月24日(木)に企画提案書等を提出した参加者によるプレゼンテーションを実施する。
- (2) プレゼンテーション30分、質疑応答10分で行う。
- (3) 提案説明書の追加は認めない。
- (4) 説明者は3名までとし、うち1名は受託した場合における主担当であること。
- (5) プレゼンテーションに使用する機材は参加者が用意すること。ただし、プロジェクターとスクリーンに関しては本町が用意する。

12 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

企画提案書等の審査は選定委員会委員が審査員として審査する。

(2) 審査項目及び審査基準について

審査は、別表の審査項目及び審査基準に基づき、提出された企画提案書等やプレゼンテーションにより提案内容を審査し、最高評価点を得た事業者を受託候補者として選定する。

なお、最高評価点を得た者が複数の場合は、見積金額が最も安価な者を選定する。

応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該応募者を選定する。基準点を満たさないときは、再度公募するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、合否に関わらず全ての応募者に文書で通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては、受け付けない。

13 契約

(1) 契約締結

- ① 選定した受託候補者と町が協議し、事業内容に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。
- ② 受託候補者と町との間で行う仕様の詳細について協議が整わなかった場合には、審査結果において評価点が次に高い応募者と協議を行う。

(2) 代金の支払い

代金の支払いについては、事業完了後一括払いを基本とし、正当な請求書受理後30日以内に支払う。なお、仕様書のとおり履行されない場合や不正等が明らかになった場合の代金の返還については、代金の支払い後であっても同様とする。

(3) 契約保証金

契約の締結に関しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めることとする。ただし、忠岡町契約規則第43条第2項各号に該当するときは、契約保証金の納付を全部又は一部免除する。

14 契約に関する留意事項

(1) 損害賠償

本事業の遂行中に、受託者が町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告し、町の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。

(2) 事故

本事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況を町に報告しなければならない。

15 その他

(1) 本事業の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、町に帰属する。

(2) その他の事業実施に際しては、町の指示に従うこと。

(3) 採択された提案内容については、採択提案者の選定後に町と詳細を協議する。協議の結果、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(4) 契約後は、適宜本事業の進捗状況を町に報告すること。

(5) 町と受託者との契約期間中において、受託者による事業の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

①受託者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、町は契約を取り消すことができる。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次の受託者が円滑かつ支障なく本事業を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

②災害、その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するものとする。

(6) 本要領の内容について疑義が生じた場合、又は本要領に定めのない事項については、本役場と協議の上決定すること。

16 応募・提出先

本件に関する応募及び提出先は、以下のとおりである。

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

忠岡町議会事務局 担当：酒井

電話 0725-22-1122 (代表) (内線) 151

FAX 0725-33-3540

E-mail tadaokagikai@town-tadaoka.jp